

平成 21 年 12 月 4 日

全国中小企業団体中央会
会長 鶴田 欣也 殿

内閣府特命担当大臣（金融）
亀井 静香

中小企業金融円滑化法を踏まえた対応について

平成 21 年 11 月 30 日（月）、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」が国会で可決・成立し、本日（12 月 4 日（金））から施行されました。

本法の施行に当たっては、以下の事項を会員団体及び企業の事業主の方々に周知・広報していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、債務の弁済に支障が生じている又はそのおそれがある中小企業や住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等に努めることとなります。従いまして、債務の弁済に支障が生じている又はそのおそれがある場合には、金融機関に対して、早めに返済負担軽減にかかる相談・申込みをして頂くようお願いいたします。
2. 本法の施行により、金融機関が、コンサルティング機能を発揮し、これまでより一層中小企業等の改善・再生支援に積極的になることが期待されます。ただし、真の改善・再生につなげるためには、中小企業が金融機関と一体となって業務の見直しや改善計画の策定・実施を行っていただくことが不可欠であり、企業としても、積極的に業務の改善・再生に取り組んでいただくことが重要である点についてご留意頂きますようお願いいたします。
3. 本法の施行に当たっては、金融機関が、借り手からの貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、借り手に対して、その理由を具体的かつ丁寧に説明するよう求めることとしております。その際、金融機関から、金融検査が厳しくて応諾できない等、金融検査や金融行政を理由に謝絶されることがあれば、金融庁に対して迅速に情報を提供して頂くようお願いいたします。提供して頂いた情報は、金融機関に対する検査・監督において有効に活用させていただきます。
なお、金融機関からの不適切な謝絶の場合に限らず、金融円滑化に関するご意見についても、積極的に金融庁の情報受付窓口である「大臣目安箱」、「金融円滑化ホットライン」又は「金融サービス利用者相談室」にお寄せ頂くようお願いいたします。

最後に、今般施行された中小企業金融円滑化法は、現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、臨時の措置として制定されたものであります。金融庁としては、金融機関や中小企業等の皆様と共に手を携えて現在の厳しい経済情勢を乗り越え、地域を含む日本経済全体の発展のために全力を尽くして参りたいと考えております。

以 上

(参考) 金融庁情報受付窓口

- ・ 金融円滑化「大臣目安箱」

Tel: 0570-052100 ※IP 電話・PHS は 03-3501-2100

FAX : 03-3506-6699

ウェブサイト : <http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

- ・ 金融円滑化ホットライン

Tel:0570-067755 ※IP 電話・PHS は 03-5251-7755

- ・ 金融サービス利用者相談室

Tel:0570-016811 ※IP 電話・PHS は 03-5251-6811

FAX : 03-3506-6699

ウェブサイト : <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>